

国立女性教育会館における政策実施機能を強化するための 関係府省と連携しての運営・組織体制の在り方について

平成26年12月26日
文 部 科 学 省

1. 国立女性教育会館の在り方に係るこれまでの経緯

国立女性教育会館（以下「会館」という。）は、女性教育指導者等に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、主に成人女性を対象とする教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的として設置されている。

昭和52年の創設から今日に至るまで、会館は、研修・交流・調査研究・情報の各機能を一体的に発揮することにより、次のような成果を上げてきている。

- 宿泊機能を備えた施設で寝食を共にしながら学習・交流することにより、全国の女性リーダーが育成され、人的ネットワークが形成された。
- 地域の男女共同参画センターに対する指導的役割を果たすことにより、各センターの機能を充実させ、もって地域の女性の地位向上に貢献した。
- 女性教育に関する資料・情報を専門的に収集し、WEB上や貸出し等を通じて提供することにより、関係者の研究・教育・広報活動等を支援した。
- 日本を代表する女性教育機関として、アジア・太平洋地域の女性リーダーの養成への協力など、女性教育の分野における国際協力に寄与した。
- 女性学・ジェンダー論など研究者による最新の研究成果を、講座等を通じて現場の社会教育活動や実践活動に橋渡しすることにより、その普及に貢献した。

また、各事業の実施に当たり、全国の女性リーダーが主体的に事業に参画することを重視することにより「自発的な学習による人材育成」で大きな効果を上げるなど、会館は日本の女性教育の振興に大きく貢献してきた。

一方、女性の政策・意志決定過程への参画率が低い、第一子の出産を機に離職する女性が多い、理系の進路を選択する女性の比率が低い等、現在の我が国において、まだまだ解決しなくてはならない課題は多い。

会館においては、このような社会情勢に合わせた男女共同参画社会の形成に向けた取組を行うべく、政府の方針も踏まえながら継続的に事業や管理運営の

見直しを行い、社会の求めに応じた、教育の振興による男女共同参画の推進に努めてきたところ。

直近では、平成 24 年度に、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）も踏まえ、会館の在り方、機能及び効率化について、文部科学省に有識者検討会を設置して検討を行い、同年 8 月に取りまとめた報告書において、成人女性中心から男性、子供・若者、高齢者、あるいは女性団体・女性会館のみならず大学、企業等へと幅広く事業を展開していく等の見直しの方針が示された。

2. 会館に係る関係府省との検討

上述のとおり、平成 24 年の有識者検討会の報告書においては、会館のウィングを広げていくという方針が示されている。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）においては、「国立女性教育会館については、主務省が主体となって、女性教育にとどまらない幅広い男女共同参画の推進に関する業務を明確に位置付け、政策実施機能の強化の内容を関係府省と検討した上で、内閣府との共有化等について平成 26 年中に結論を得る。」との指摘を受けた。

これらを踏まえ、今般、内閣府、外務省、厚生労働省、経済産業省という関係府省のほか、幅広い分野からの意見を伺えるよう、教育委員会や経済団体等からの助言者も加えて、女性教育にとどまらない幅広い男女共同参画の推進のために会館に求められている業務や、その業務を通じた政策実施機能の強化に向けた取組や組織体制について検討を行った。

検討に際しては、会館の現状等についての説明の後、関係府省の男女共同参画に係る施策について、実施した取組や実施予定の取組等の情報を共有した上で、関係府省や関係機関・団体等が、男女共同参画の推進のために会館に対して求めている業務や、政策実施機能の強化に向けて必要な内容について意見交換を行った。

3. 男女共同参画の推進に関する業務について

この検討において、今後、男女共同参画の推進のために会館に求められる機能強化の方向性として、以下の取組が挙げられた。

○男女共同参画に係る教育の対象・内容の拡充

成人の女性を対象としたエンパワーメントのみならず、男性の家庭参画等を促進するための意識改革や、男女とも性別によって将来の可能性を狭めないようにするためのキャリア教育の推進、男性や子供等も対象とした教育・学習支援等。

○キャリア教育への参画を希望する産業界をはじめとした、教育現場と他分野との橋渡し

男女ともに将来の選択肢を広げられるよう、女性が少ない業界も含めて、生徒が進路を選択できるような教育機会を充実させるために、教育委員会等の教育現場と、企業等との橋渡しや企業で働く女性がキャリアを形成するための教育・学習支援やロールモデル発信の充実。

○全国の男女共同参画教育に係る機関のネットワークを活用・強化した情報の一元的な収集と、その内容を分析して分かりやすく発信

これまで構築してきた全国の男女共同参画教育に係る女性団体・グループ等とのネットワークを活用し、関係府省や全国的な組織の施策、事業、調査研究等の一元的な集約・発信をして欲しいという要望は強い。また、集めた情報や調査研究結果を整理し、課題を見いだし、解決方法を探るには、さらなる研究が必要となる。政府全体や全国の男女共同参画推進センターからの情報収集・発信の強化と集めた情報や関係機関の取組を、課題が何かを示せるように整理し、その解決方法を探るような研究機能の強化。

これらから、男女共同参画の推進のための取組として、会館に教育以外の取組が求められているのではなく、会館のこれまでの取組の強みを生かし、従来は成人女性・女性教育団体が中心であった教育の対象者・対象機関を広げて男女共同参画を推進する取組を活性化させることが求められていると考えられる。

また、これらの取組を進めていくためには、関係府省との連携を一層強化していくことが必要である。

特に、男女共同参画に係る政府全体の企画立案・総合調整等を担う内閣府との連携のみならず、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保や女性労働者の特性に係る労働問題、労働に関する女性の地位の向上等を推進する厚生労働省、女性を含む多様な人材の活躍によりイノベーションを促進する企業等の取組を後押しすることにより、経済及び産業の発展を図る経済産業省等、個別の所掌分野を有する関係府省等との横の連携を深めることも重要と考えられる。

4. 政策実施機能強化のための具体的取組について

上述を踏まえ、会館においては、政策実施機能を強化するため、今後、関係府省と連携し、以下のような具体的取組を進めることとする。

【実施事業における連携強化】

会館において各種事業を行う際に、関係府省の施策も視野に入れることにより、事業内容の一層の充実が図られると考えられる。また、各府省の施策の対象とする層(ステークホルダー)については、重なる部分もあるが、それぞれ異なっており、幅広い層を対象としていく上では、広報等についても、関係府省からの協力を得ることは有効である。

このため、今後、会館において各種事業を実施するに際しては、関係府省から企画について助言を得る、施策説明等により参画いただく等、内容面での充実を図るとともに、後援を得る、各府省のルートでの周知を図る等、広報面での協力を得て、より幅広い層への働きかけを行うこととする。

具体的には、以下のような内容が考えられる。

(研修事業)

○地域における女性リーダー養成のための事業である「女性関連施設・地方公共団体・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」において、内閣府をはじめとする関係府省の施策説明を盛り込み、政府の動向について、幅広い情報が得られる場とする。

○企業における人事担当者、ダイバーシティ担当者等を対象とした「企業向けセミナー」において、厚生労働省、経済産業省等の関係府省から施策説明等の事業内容への協力とともに、後援や事業周知の協力を得る。

(教育・学習支援事業)

○若年層(中高生、大学生を含む)のキャリア形成支援において、内閣府、経済産業省等の関係府省の協力を得て、女性関連施設、大学、経済団体・企業、教育委員会等の連携強化につながる事業の充実を図る。

(調査研究事業)

○「男女共同参画統計に関する調査研究」において、内閣府、総務省、厚生労働省等の関係府省の協力を得てデータの充実を図る。

(国際連携事業)

○NVEC 国際シンポジウムにおいて、関係府省から後援及び広報への協力を得る。

○アジア太平洋における男女共同参画推進官・リーダーセミナーにおいて、内閣府、外務省による講義を盛り込む等、協力を得て事業の充実を図る。

また、会館施設については、会館の実施する事業での利用のみならず、男女共同参画に関する関係府省等が行う催しや、関係機関・団体等による研修等の会場としての利用が促進されるよう、各府省等に協力を依頼する。

【情報の一元化・発信】

関係府省や全国的な組織の施策、事業、調査研究等の情報を幅広く、かつ一元的に、わかりやすく提供していく。

現在、会館においては、独自に情報を収集し、「女性情報ポータルサイト」を公開しているが、今後、関係府省の協力を得て情報収集を行うとともに、定期的に更新することにより、最新の情報が幅広く入手できるよう内容の充実を図り、わかりやすく整理して提供する。

この際、情報へのアクセスが容易になるよう、検索システムである「女性情報ナビゲーション」の分類項目の整理、リンク先情報の見直し等を行う。

なお、このような取組を進める上で、関係府省のほか、高等教育機関や経済団体・企業及びその全国的な組織、男女共同参画センター等の女性関連施設や女性団体、さらには国際機関等とのネットワークをつなぐことが重要であることから、特に、会館ホームページについてリニューアルし、各組織・機関と相互にリンクするとともに、情報の集約・発信等を行うこととしている。

5. 政策実施機能強化のための組織体制の在り方について

上述の政策実施機能強化のための具体的取組案を、今後実行していくための所管や体制について検討を行った。

今般、政策実施機能強化のために会館に求められた取組は、教育の対象者、あるいは対象機関を広げることを基本の考え方として、会館がこれまでの取組の強みを生かし、教育の振興を通じた男女共同参画を推進する取組を活性化させることと考えられる。

これらの会館に求められた取組を実行するためには、男女共同参画に係る政府全体の企画立案・総合調整等を担う内閣府との連携のみならず、個別の所掌

分野を有する関係府省等との横の連携を深めることが重要である。

男女共同参画社会の形成に関する現在の政府の推進体制としては、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることや内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務を任務としている内閣府が政府全体の企画立案・総合調整等を行っている。他省庁においては、それぞれが有する所掌事務の範囲において、その実現のための施策を実施することとされており、その中で、文部科学省は教育や科学技術の分野を所掌している。

会館において、政策実施機能の強化のために教育の対象を拡充するとしても、これは教育の振興という目的のために行われるものであるため、会館に係る事務は、基本的に文部科学省が分担管理する事務として位置付けられる。

他方、今回の教育対象の拡充等は、内閣府を含む各府省の所掌分野と密接に関係するものであるため、単に会館の所管を文部科学省の専管とする、あるいは内閣府との共管とすることをもって、会館の政策実施機能強化が達成できるものではなく、会館が男女共同参画教育をより円滑かつ機動的に推進し得るよう、会館と関係府省とが実質的かつ効果的に連携して政策を実施し得るような体制を整備することが重要と考えられる。

この点について検討したところ、以下のとおり、会館の行う男女共同参画教育の推進に関する業務を位置付けるとともに、関係府省との連携体制を構築することとしたい。

- 男女共同参画の推進に関する業務を明確に位置付けるため、男女共同参画の推進に関する業務及び政策実施機能強化のための具体的取組について、中期目標及び中期計画に記載する。
- 関係府省との連携体制については、会館が各関係府省との連絡会を開催し、各関係府省で実施した取組や実施予定の取組等の情報を共有し具体的な連携を充実させる。加えて、外部有識者から構成され、会館の事業運営に関する基本的な事項等について協議し、理事長に助言を行う「国立女性教育会館運営委員会」のメンバーに関係府省を加える。運営委員会においては、毎年度の事業計画や事業実施状況について幅広く議論しており、会館は、運営委員会における意見や議論を参考に、事業運営を行っていく。併せて、幅広い視野から協議・助言を行う委員会とするため、委員候補について関係府省に推薦を求める。

- これらの連携体制を前提としつつ、中期目標については、今後、文部科学大臣が関係府省からの意見を踏まえて作成し、会館に指示するものとする。
- また、中期計画については、会館は運営委員会の意見を聞いた上で作成することとし、この作成過程については、「独立行政法人国立女性教育会館業務方法書」により規定する。
- 上記の男女共同参画教育の推進に関する業務及び関係府省との連携体制を速やかに実施するため、現行の中期目標及び中期計画（平成 23～27 年度）を変更することとする。

以上のとおり、関係府省との連携を強化することにより、会館の政策実施機能が実質的に強化されると考えられるため、現時点では内閣府との共管化を行う必要はないと考えられる。

（参考）効果的・効率的な業務運営等に向けた取組について

平成 25 年の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」においては、政策実施機能の強化以外に、効果的・効率的な業務運営のために、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、教員研修センターと間接業務等を共同で実施すべく、対象業務を選定し、順次実行に移すことや、保有する宿泊研修施設について、更なる利用促進に向けた取組や管理・運営コストの削減を図ること等も指摘されている。

これらの指摘については、以下のように対応しているところ。

【効果的・効率的な業務運営に向けて】

効果的・効率的な業務運営を行うため、会館と国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、教員研修センターの4法人の連携を推進する場として「間接業務等の共同実施に関する協議会」を設置し、間接業務等を共同で実施すべく、共同実施が可能な対象業務の選定、費用対効果、具体的な方法等について具体的な検討を行い、平成 26 年 7 月 25 日に取りまとめを行った。これに基づき、今後、順次実行に移す予定。

取りまとめの内容については以下のとおり。

（実施予定）

1. 物品の共同調達【蛍光管(26年度)、封書運送業務(メール便)(27年度)、事務用品等(27年度)】
2. 間接事務の共同実施【会計事務(予定価格作成に係る積算)(26年度)、会計事務等の内部監査(27年度)、旅費計算事務(28年度)、給与事務(源泉徴収票等(外部者の謝金)の作成)(27年度)】
3. 職員研修の共同実施【新人研修、独立行政法人制度(法律、評価、会計)研修(26年度)、人事制度(労働法、ハラスメント防止、安全衛生管理)研修(26年度に一部実施済)、評価階層別(管理職、中堅、初任)研修(26年度に一部実施済)、その他の研修会(4法人にとって有益な内容と思われるセミナー等)】

（実施に向け検討）

1. 物品の共同調達(電気供給、デジタル複合機の賃貸借・保守業務、事務用電子計算機の賃貸借)
2. 間接事務の共同実施(源泉徴収票等(職員以外の給与(委員手当等))の作成)

また、4 法人による「間接業務等の共同実施に関する協議会」は今後も定期的な会合を設けながら、更なる効果的・効率的な業務運営を図るため、取りまとめにおいて「実施に向け検討」とされた事項について引き続き検討するとともに、実施状況の確認及び検証等のフォローアップを行っていく。

【宿泊研修施設の利用促進、自己収入の拡大、管理・運営コストの削減等に向けて】

宿泊研修施設のさらなる利用を促進して稼働率の向上を図るとともに、自己収入の拡大を図るため、会館内に利用率拡大プロジェクトチームを立ち上げ、宿泊に関する利用状況の分析を行った上で、各年度の利用拡大戦略を策定している。それを踏まえ、学校、企業、文化団体等の訪問を行う等の営業・広報活動を行っている。

利用状況の分析の結果、年間を通じて利用が減少していた学校をターゲットとしたアプローチを戦略的に進めることとし、勉強合宿プラン等を作成した上で、埼玉県内への女子高等学校への訪問活動や埼玉県立高等学校長協会における利用受入説明等を行っている。また、関東近県の高等学校・看護学校・保育専門学校や関東にある女子大学の個々の教員にダイレクトメールを発送したり、市教育委員会小中学校校長会において総合的学習や部活動での利用を呼びかけている。

そのほか、平成 25 年度から埼玉県物産観光協会に加盟することにより、埼玉県物産観光館(大宮市)に利用案内のチラシを設置するとともに、インターネットの合宿サイトや大学生協の学生向けパンフレットに研修宿泊施設案内情報を掲載している。また、平成 26 年度には、会館 OB の協力を得て、都内の大学や近隣の企業を訪問し、ゼミや職員研修での利用を呼びかけている。

また、平成 24 年の有識者による検討報告において、宿泊研修施設等の「ハード」の管理運営を全面的に民間に分離・委託し、効果的運営とサービス向上を図りつつ、資源を「ソフト」に集中できる構造に転換し、資産の有効活用と、利用者の立場から見たサービス水準の向上を図るため、本来目的利用の利便性及び事業者の裁量に配慮しつつ、施設の管理運営を全面的に民間に分離・委託(コンセッション方式による PFI 等)することが求められた。

これを踏まえ、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供という目的に加え、これまで宿泊施設等の管理運営に充てられていた労力及び経費を会館の本来事業に集中することにより、会館機能の充実を図っていくことを目的に PFI 導入について検討を始めた。

平成 25 年度に導入の可能性について検討を行い、平成 27 年4月からの実施に向け PFI 実施方針を策定・公表し、12 月 8 日に事業者の選定が行われたところ。